

平成 30 年度
国の施策並びに予算に関する提案・要望
(教育関連)

平成 29 年 7 月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、平成 25 年 3 月、大阪の教育の 10 年の羅針盤となる「大阪府教育振興基本計画」を策定するとともに、同計画で位置づけた「10 の基本方針」の下、計画期間（平成 25 年度～34 年度）のうち、前半 5 年間で実施すべき具体的な取組みについて整理した「事業計画」を取りまとめ、大阪の教育の充実に取り組んでいるところです。

また、平成 28 年度から、教育行政を一元化して「教育庁」とし、公立私立間の交流や情報共有等を進め、大阪の教育力のさらなる向上に努めています。

本府における様々な教育課題を踏まえ、児童・生徒、保護者及び地域住民のニーズに的確に対応した教育施策を推進するためには、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、それぞれが責任を果たしながら、地域の実情にあった施策を展開できるように協調して取り組むことが必要です。

平成 30 年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 松井 一郎

目 次

1. 豊かな心と健やかな体の育成【2】【3】	1
(1) 人権教育の推進	
(2) チームとしての学校指導体制支援の推進	
(3) 文化等に関する教育の推進	
(4) 学校給食の充実	
2. 幼児教育の充実【5】	2
(1) 私学助成を受ける幼稚園教諭に係る処遇改善	
(2) 特別支援教育費補助金の充実	
3. 特別なニーズに対応した教育の推進【6】	2
(1) 支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境の充実	
(2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実	
4. グローバル人材育成に向けた取組の強化【16】	4
英語教育の充実	
5. 教育費負担の軽減に向けた経済的支援【17】	5
(1) 就学援助制度の充実	
(2) 就学支援金制度の見直し	
(3) 就学施策の充実	
6. 学習や社会生活に困難を有する者への 学習機会の提供など教育支援【18】	6
生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実	
7. 学校における児童生徒等の安全の確保【19】	6
(1) 学校等における安全管理体制の充実	
(2) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充	
8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革【23】	7
県費負担教職員に係る権限の市町村への移譲	
9. 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備【25】	7
(1) ICT環境の整備	
(2) 学校図書館・公立図書館の充実	

※各項目の【 】数字は、第2期教育振興基本計画における基本施策

1. 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体に取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に必要な財源措置の拡充を図られたい。

(2) チームとしての学校指導体制支援の推進

学校が抱える課題がより複雑化・多様化しているなか、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実などの課題に対して、学校や教員が多様な専門性や経験を持つ人材と連携し、チームとして対応していくことが肝要である。

先般、学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び部活動指導員については、法令上の職の位置づけがなされたところであるが、配置の充実に向けた補助率の引上げ等の財源措置を図られたい。

特に、特別支援学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置については、補助の対象外となっていることから、必要な財源措置を講じられたい。

また、地域連携担当教員（仮称）についても、標準的な職として法令上位置づけられたい。

(3) 文化等に関する教育の推進

ア 世界文化遺産は、人類共有の遺産であることから、ユネスコへの推薦書案の作成などの地元自治体が行う世界遺産登録のための事業に対し財源措置を講じるなど、世界遺産暫定一覧表掲載国内資産の世界遺産登録を推進されたい。

また、世界遺産登録のために必要となる資産候補の公有化にあたっては、国史跡の公有化制度における助成の拡充を図られたい。

イ 文化財を次代に良好に継承し、広く活用を図ることができるよう、重要文化財建造物等の保存修理及び防災・防犯対策事業や埋蔵文化財緊急調査の補助事業等の文化財補助事業について、所有者の負担軽減を図るため、補助基準の改善や対象範囲の拡大などの制度の充実と、これに伴う財源措置の拡充を図られたい。

(4) 学校給食の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備に対して十分な財源措置を図られたい。

2. 幼児教育の充実

(1) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善

平成 29 年度から幼稚園教員の人材確保支援に係る制度が創設されたところであるが、国が補助するとされている都道府県の園に対する補助額の 2 分の 1 が国の当初予算で確保されておらず、地方交付税措置もなされていないことから、都道府県において確実に本支援制度が活用できるよう、予算の確保と地方交付税措置など必要な財源措置を講じられたい。

(2) 特別支援教育費補助金の充実

私立幼稚園等における特別支援教育を一層推進するため、私立高等学校等経常費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について、障がいのある幼児が 1 人の私立幼稚園等も補助対象とするよう、事業の拡充を図られたい。

3. 特別なニーズに対応した教育の推進

(1) 支援を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境の充実

障がいのある幼児・児童・生徒のニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実のため、以下の措置を講じられたい。

ア 保護者の意見を最大限に尊重した就学相談・支援の充実を図るため、小中学校等において介助や訓練、医療的ケア等に対応する人材や専門家の配置が可能となるよう、市町村が介助職員や看護師等を雇用するための財源措置を一層進められたい。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が、年々増加していることから、障がいの状況に応じたきめ細やかな指導・支援の充実を図るため、特別支援学級編制基準の改善と、交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じられたい。

加えて、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の状況等を踏まえ、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施されたい。

イ 幼児児童生徒が必要とする医療的ケアの内容が高度化、複雑化しており、その半数以上が教員では対応できない高度な医療的ケアとなっている現状から、幼児児童生徒の登校、学習保障のためには、学校看護師の常駐が必要不可欠となっている。

また、自立活動、職業教育等の専門的技能を有する人材についても、定数での配置が重要であるため、看護師、P T（理学療法士）、O T（作業療法士）、S T（言語聴覚士）等の専門職種について、標準法による定数措置を講じられたい。

加えて、特別支援学校が、地域の特別支援教育体制の確立に向けた取組みを積極的に支援するため、その核となる特別支援教育コーディネーターについても、標準法による定数措置を講じられたい。

（※看護師の定数措置については、

平成 29 年 6 月最重点提案・要望において要望済み）

ウ 特別支援学校の教室数の不足等に対応するため、学習環境の改善を図る改修工事等に対する補助制度の改善と、必要な財源措置を講じられたい。

また、特別支援学校に係る通学用スクールバスについて、その運行実態に見合った適切な財源措置を講じられたい。

エ インクルーシブ教育の推進に向けては、特別支援学校のみならず、高等学校においても障がいのある生徒への合理的配慮の提供が不可欠であることから、自立支援推進校をはじめ高等学校における基礎的環境整備のための施設設備の改修や人的配置、教材の確保等に必要な財源措置を講じられたい。

また、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

(2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では、日本語指導を要する帰国・渡日児童生徒が増加している。平成 28 年度には、対象児童生徒数が小中学校で 2,100 人を超え、府立高校においても約 350 人が在籍しており、加配教員の配置や巡回指導、教員向け研修の実施等により対応しているが、支援が十分とは言えない状況である。

平成 29 年度より 10 年間で加配教員を基礎定数化することとされたが、対象児童生徒 18 名に対し教員 1 名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導加配教員等の増員配置に必要な財源措置を講じられたい。

4. グローバル人材育成に向けた取組の強化

英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

このような状況に対応し、子どもたちが国際社会で通用する英語力や、コミュニケーション力を身に付けるためには、小・中・高等学校における英語教育の充実が必要であることから、地方自治体が外部専門機関と連携して実施する教員に対する指導方法等の研修の継続・拡充、加えて、小学校外国語教育を推進する教員や指導を支援する人材等の配置・充実など、英語教育の推進に係る施策に必要な財源措置を講じられたい。

5. 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

(1) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を図られたい。

また、要綱改正により、小学校就学前の児童も対象とされたところであるが、中学校夜間学級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒についても対象となるよう、制度を拡大されたい。

(2) 就学支援金制度の見直し

高等学校等就学支援金制度については、高校生等の修学機会の確保のため、原級留置等により修業年限を超過しても退学せず学び続けようとする生徒も対象となるよう制度を拡充されたい。

また、所得要件の判定基準に用いる市町村民税所得割額については、寄附金税額控除などによる課税額の変動により判定結果に不公平が生じているため、より公平に運用されるよう、速やかに所得要件の判定基準を見直されたい。

(※所得判定要件基準の見直しについては、

平成 29 年 6 月最重点提案・要望において要望済み)

(3) 奨学施策の充実

独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金については、採用枠が拡大されてきたところであるが、未だ採用率は全国で 70.6%に留まっており、申請した生徒の約 3 割が、無利子貸与の受給資格を有するにも関わらず不採用となる実態がある。

については、無利子貸与の貸付枠を一層拡大するとともに、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度の第二種奨学金への適用や給付型奨学金の拡大など、制度の充実を図られたい。

また、給付型奨学金の導入に伴い、高等学校等において推薦基準の策定や推薦者の選定等の事務手続きが新たに発生していることから、学校現場の負担を軽減するための人的支援など制度運営の見直しを図られたい。

6. 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力には高い相関関係が見られるという結果が示されているところであり、大阪府が平成 28 年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」からも、困窮している世帯ほど、子どもが安心して学習に取り組むことができる教育環境が整っていないことが改めて明らかとなった。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要であることから、学校という場を介して、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援や進路相談等、きめ細かな支援を行うため、就学援助率の高い学校への加配教員や指導に携わる人材等の配置、充実などに必要な財源措置を講じられたい。

7. 学校における児童生徒等の安全の確保

(1) 学校等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学路における安全確保のための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備に係る財源措置を継続されたい。

また、特別支援学校に係る警備員等の配置並びに防犯関連機器及び設備の設置等に対し、必要な財源措置を講じられたい。

(2) 児童・生徒の生命・安全に関わる事業の拡充

アスベストの対策工事は、児童生徒の生命・安全に関わるものであり、早急に着手すべきであることから、小中学校、特別支援学校に対しては補助要件を緩和するとともに、高等学校に対する財政支援措置の拡充を関係省庁に求め、対策基準の明確化など技術的観点からも支援されたい。

また、学校施設の維持管理点検が強化されていることに伴って、今後、経年劣化等の老朽化への対応に係る地方負担の増加が見込まれることから、必要な財源措置を講じられたい。

8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

県費負担教職員に係る権限の市町村への移譲

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を豊能地区3市2町へ移譲しているところである。

県費負担職員の給与等の負担、任命権、定数の決定及び学級編制基準の決定については、任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施するとされているところであるが、中核市等への権限移譲については、市町がより主体的に義務教育を実施することができるよう、適切に検討を進められたい。

9. 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

(1) ICT環境の整備

児童・生徒の情報活用能力の育成に向け、平成29年度までの「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」の後継計画を策定されるとともに、今後のデジタル教科書の活用等の方向性も見据え、学校がICTを効果的に活用した教育を推進できるよう、ICT環境整備に必要な財源措置の拡充を講じられたい。

(2) 学校図書館・公立図書館の充実

学校図書館・公立図書館を充実・活性化し、児童生徒や地域住民に多様な書籍や視聴覚資料などに触れる機会を提供するため、図書資料の購入等に係る財政支援の充実を図られたい。

また、学校図書館については、読書センター・学習センター・情報センターの機能を充実させるため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図られたい。